

通達甲交指第21号

平成23年6月21日

本部内各部課（所、隊）長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

暴走族相談員運営要綱の制定について

茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例（平成15年茨城県条例第52号）

第9条第1項に規定する暴走族相談員については、暴走族相談員運営要綱の制定について（平成20年5月21日付け通達甲交指第14号。以下「旧通達」という。）により運営してきたところであるが、このたび、その一部を改め、別添のとおり暴走族相談員運営要綱を新たに制定し、平成23年7月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成23年6月30日限り、廃止する。

記

改正点

暴走族相談員に対する謝金の支給を廃止した。

別添

暴走族相談員運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例（平成15年茨城県条例第52号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する暴走族相談員の運営に関し、暴走族相談員規則（平成15年茨城県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 推薦

警察署長（以下「署長」という。）は、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が暴走族相談員を委嘱しようとするときは、条例第9条第1項各号に掲げる要件を満たし、暴走族相談員に適任と認められる者を暴走族相談員推薦書（別記様式第1号）により推薦するものとする。

第3 委嘱状の交付

1 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、公安委員会が条例第9条第1項の規定に基づき暴走族相談員の委嘱を決定したときは、委嘱状（別記様式第2号）を作成し、当該暴走族相談員の活動区域を管轄する警察署の署長に送付するものとする。

2 暴走族相談員の委嘱状の送付を受けた署長は、当該暴走族相談員に委嘱状を交付するものとする。

第4 講習

暴走族相談員に対する規則第8条第1項の規定に基づく講習は、次の事項について行うものとする。

- 1 暴走族相談員の業務の内容
- 2 暴走族相談員の心構え及び活動上の留意事項
- 3 暴走族の現状及び実態
- 4 暴走族相談員の業務に関係する法令

第5 指導等

- 1 交通指導課長及び署長は、規則第8条第2項の規定に基づき、暴走族相談員がその業務を適正かつ効果的に行うことができるよう、隨時指導を行うものとする。

- 2 暴走族対策担当者（茨城県警察暴走族総合対策の推進に関する訓令（昭和55年茨城県警察本部訓令第12号）第8条の2第1項に規定する暴走族対策担当者をいう。）は、暴走族への加入の防止その他暴走族等による暴走行為の防止に関し、当該暴走族相談員と緊密に連携するものとする。
- 3 署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする暴走族相談員が、他の警察署の管轄区域内においてその業務を行おうとする場合は、あらかじめ、その旨を当該警察署の署長に連絡するよう当該暴走族相談員を指導するものとする。
- 4 署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする暴走族相談員がその業務を行ったときは、その都度、結果の報告を求め、その概要について暴走族相談員相談・活動記録簿（別記様式第3号）に記録しておくものとする。
- 5 交通指導課長及び署長は、暴走族相談員がその業務に関し、暴走族構成員その他の者から危害を加えられるおそれがあると認めるときは、その保護に万全を期さなければならない。

第6 解囑

1 解囑理由該当通知

交通指導課長及び署長は、暴走族相談員が、規則第9条の解囑理由に該当すると認めるとときは、暴走族相談員解囑理由該当通知書（別記様式第4号）により、公安委員会に速やかに通知するものとする。

2 解囑状の交付

- (1) 交通指導課長は、公安委員会が規則第9条の規定に基づき暴走族相談員の解囑を決定したときは、当該暴走族相談員に係る解囑状（別記様式第5号）を作成し、当該暴走族相談員の活動区域を管轄する警察署の署長に送付するものとする。
- (2) 暴走族相談員の解囑状の送付を受けた署長は、当該暴走族相談員に解囑状を交付するものとする。

第7 暴走族相談員証の再交付及び返納

1 再交付

署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする暴走族相談員から暴走族相談員証を亡失した旨の連絡を受けたときは、暴走族相談員証再交付申請書（別記様式第6号）により、速やかに再交付の手続をとるものとする。

2　返納

署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする暴走族相談員がその身分を失ったときは、速やかに暴走族相談員証を返納させ、これを警察本部長に送付するものとする。

第8　暴走族相談員名簿

交通指導課長は、暴走族相談員名簿（別記様式第7号）を備え付け、暴走族相談員の委嘱又は解嘱の都度、整理しておくものとする。

第9　報告等

1　署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする暴走族相談員について、その業務に関し次の事案を認知したときは、速やかに、警察本部長に報告するものとする。

- (1)　紛争、又は受傷事故の事案
- (2)　賞揚すべき事案
- (3)　その他特異な事案

2　署長は、暴走族相談員相談・活動記録簿を作成したときは、月ごとに、当該月に作成した暴走族相談員相談・活動記録簿の写しを翌月の10日までに警察本部長に送付するものとする。

（様式略）